

景観まちづくりの推進に向けて

国土交通省 都市局

公園緑地・景観課

景観・歴史文化環境整備室

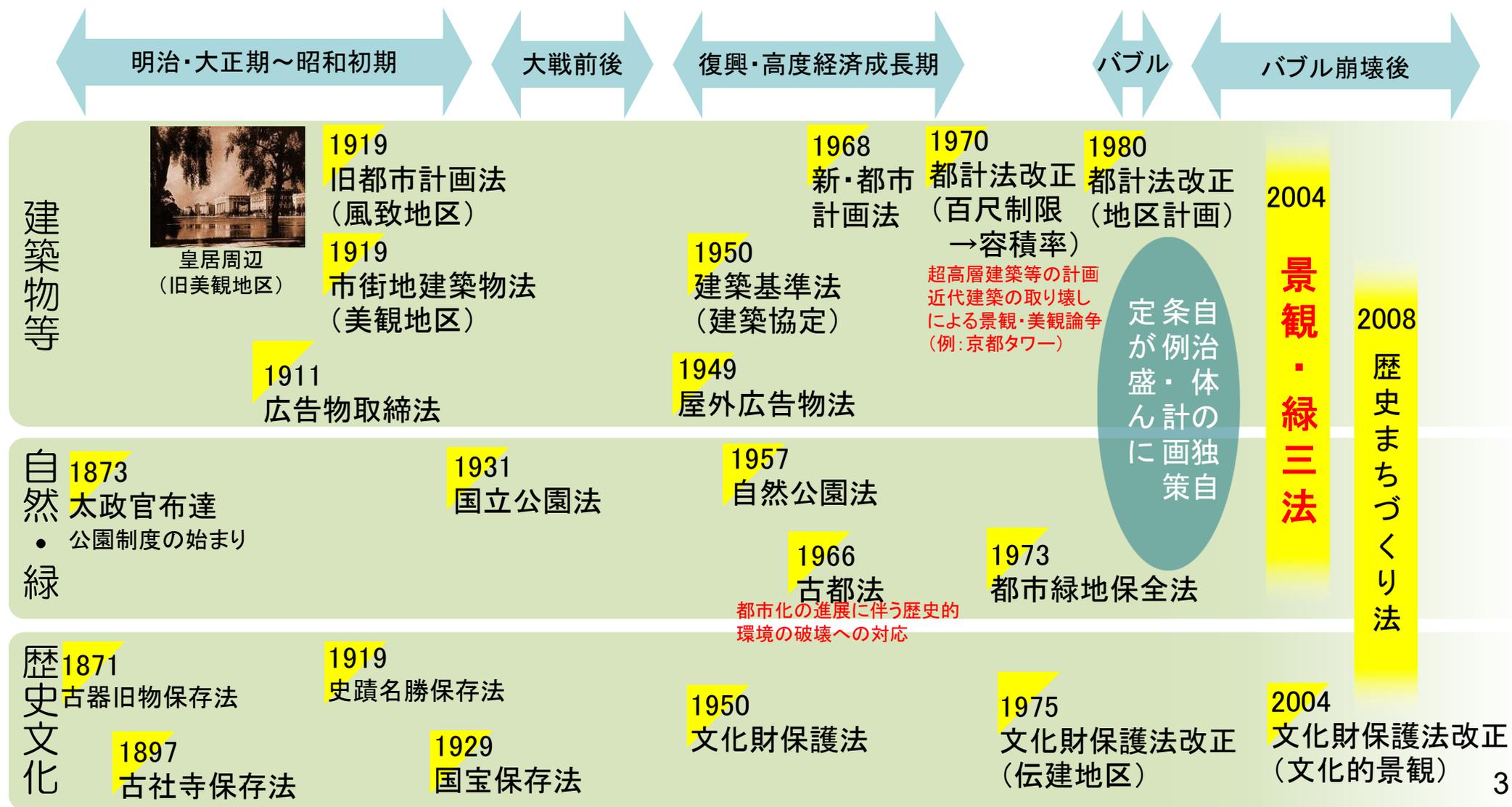
目次

1. 景観行政の概要
2. 景観行政を巡る最近の状況
3. 景観まちづくりの推進に向けて
4. おわりに

1. 景観行政の概要

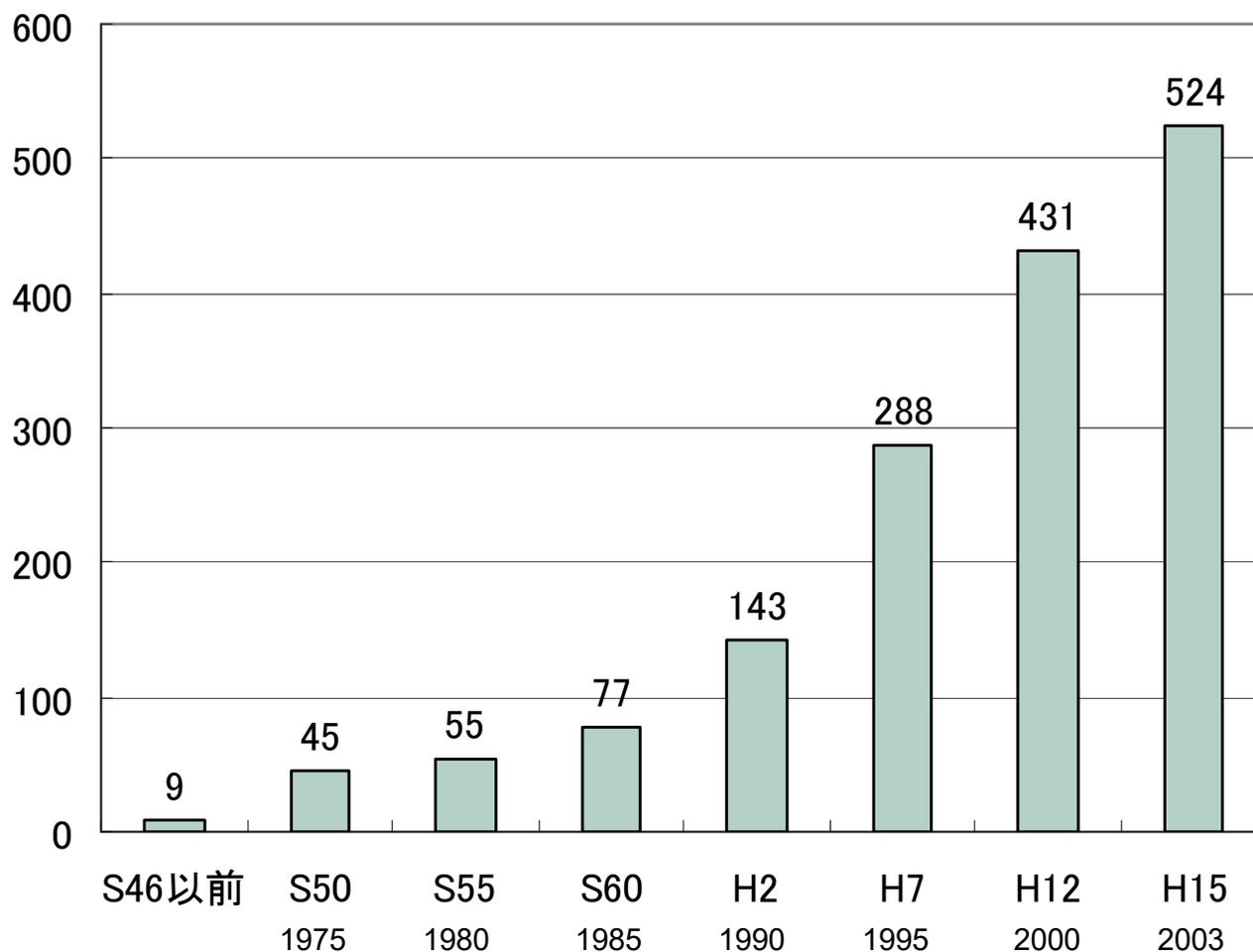
「景観」に関する法整備の歴史

「建築物や屋外広告物」、「自然・緑」、「歴史文化」において個別の法整備。
戦後復興・高度経済成長期に、社会基盤関係の基本的な法整備が一段落し、
自治体での独自条例や計画策定が盛んになる期間を経て、2004年『景観法』が制定。

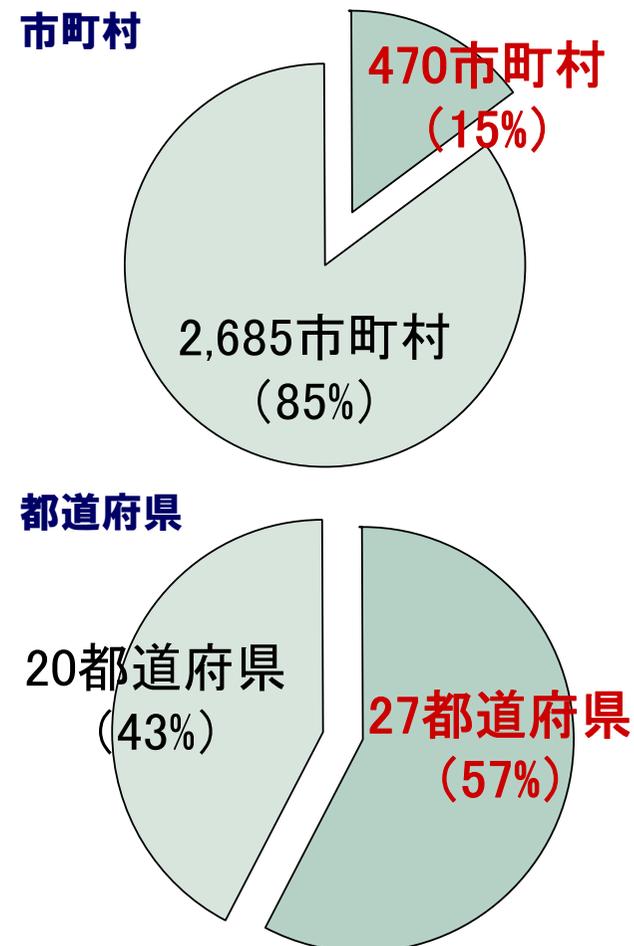


地方自治体における景観条例制定の動き

- ・高度経済成長などによる景観の悪化に伴い、自主的な景観条例の制定が全国で増加。
全市区町村の15%、全都道府県の57%が景観条例を制定。(H16.3時点)



市町村における景観条例の制定数の推移



資料: 地方公共団体へのアンケート調査(平成16年3月末時点)

市町村及び都道府県における景観条例の制定状況

景観訴訟から法整備の流れ

「国立市マンション訴訟」(2000~2006)

- ・ 国立市マンション訴訟一審(2002.12)では、『地権者らは良好な景観の維持を相互に求める利益(以下「景観利益」という。)を有するに至ったと解すべきであり、この**景観利益は法的保護に値し**、これを侵害する行為は不法行為に該当する』として住民側が勝訴。

→ 以後、法廷で「景観利益」が定着。

- ・ 最高裁(2006.3)では住民側が敗訴となるが、『景観利益は法律上保護に値する』ことは認められ、その侵害に当たるといえるには、『**法規の規制に違反するものであるなど、相当性を欠くことが求められる**』との判断を提示。

→ **法規に基づく景観ルールが必要。**

＜国立市マンション訴訟の概要＞

- ・ 地域住民等が、同市の通称「大学通り」に建築された高さ44mのマンションの、高さ20mを超える部分について、建築業者に対して撤去等を求め、提起したもの



「美しい国づくり政策大綱」(2003.7)

- ・ 15の具体的施策を掲げ、美しい国づくりの実現に向けた取り組みを推進。

- ① 事業における景観形成の原則化
- ② 公共事業における景観アセスメント(景観評価)システムの確立
- ③ 分野ごとの景観形成ガイドラインの策定等
- ④ 景観に関する基本法制の制定
- ⑤ 緑地保全、緑化推進策の充実
- ⑥ 水辺・海辺空間の保全・再生・創出
- ⑦ 屋外広告物制度の充実等
- ⑧ 電線類地中化の推進
- ⑨ 地域住民、NPOによる公共施設管理の制度的枠組みの検討
- ⑩ 多様な担い手の育成と参画推進
- ⑪ 市場機能の活用による良質な住宅等の整備促進
- ⑫ 地域景観の点検促進
- ⑬ 保全すべき景観資源データベースの構築
- ⑭ 各主体の取り組みに資する情報の収集・蓄積と提供・公開
- ⑮ 技術開発

2004.6

景観・緑地法

- ・ 「景観法」の制定
- ・ 都市緑地保全法の改正 → 「都市緑地法」
- ・ 屋外広告物法等の関係法整備

地域の取組みを支える制度



全国一律の景観規制を定める法律ではありません！！



景観法(平成16年制定)の概要

基本理念

良好な景観は、「国民共通の資産」、「地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成」、「地域の固有の特性と密接に関連」、「地域の活性化に資する」ものである。
※良好な景観の形成は、「現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することを含む」。

都道府県

全て

指定都市

全て

中核市

全て

その他の市町村

都道府県知事と協議した場合

市町村

景観行政団体 (景観法に基づく大部分の事務の実施主体)

景観計画(届出・勧告等を行う制度)

1. 建築物等の建築等について、行為の制限を定める

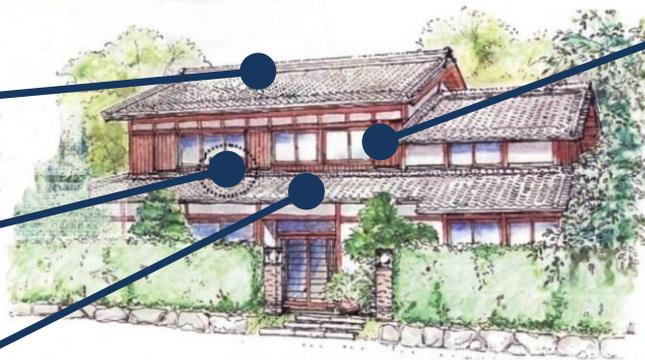
① 形態意匠の制限 (形態、色彩、材質など)

<制限規定のイメージ>

屋根はいぶし瓦葺き又はヨシ葺きを原則とし、4～5寸勾配を設け、適度な軒の出を有すること

真壁づくり又はそれに準ずる和風建築様式を継承した意匠とすること

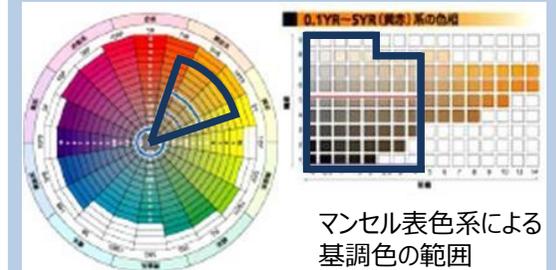
原則2階は後退させ、瓦葺きの軒庇とすること



景観地区(都市計画制度)

1. 建築物等についての制限を定める

外壁の色彩は暖色系の色相(下図参照)又は無彩色を基調とし、周辺との調和に配慮すること



② 高さ、壁面位置など

届出制度により誘導 (制限に適合しない場合は設計変更等を勧告できる)

2. その他の計画事項を定める

形態意匠は、条例で行為を指定すれば命令も可能

認定制度により実効性確保

建築確認などで実効性確保

※都市計画区域外でも「準景観地区」で準じた規制が可能。

景観重要建造物・樹木

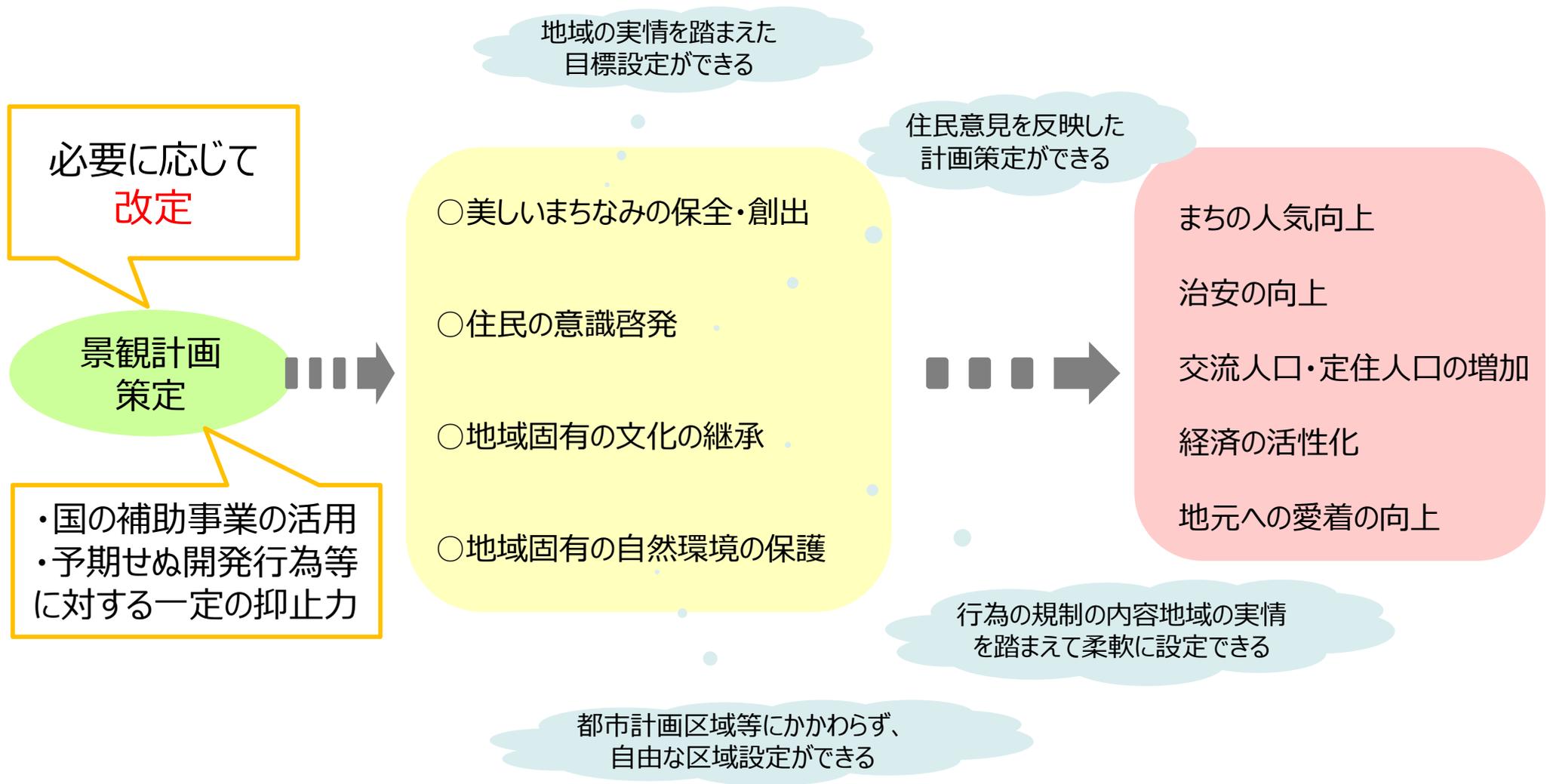
景観上重要となる建築物等を指定し積極的に保全(現状変更に対する許可制)



その他、景観重要公共施設、景観協定、景観整備機構などの制度により、総合的に良好な景観形成を推進



景観計画策定のメリット



2. 景観行政を巡る最近の状況

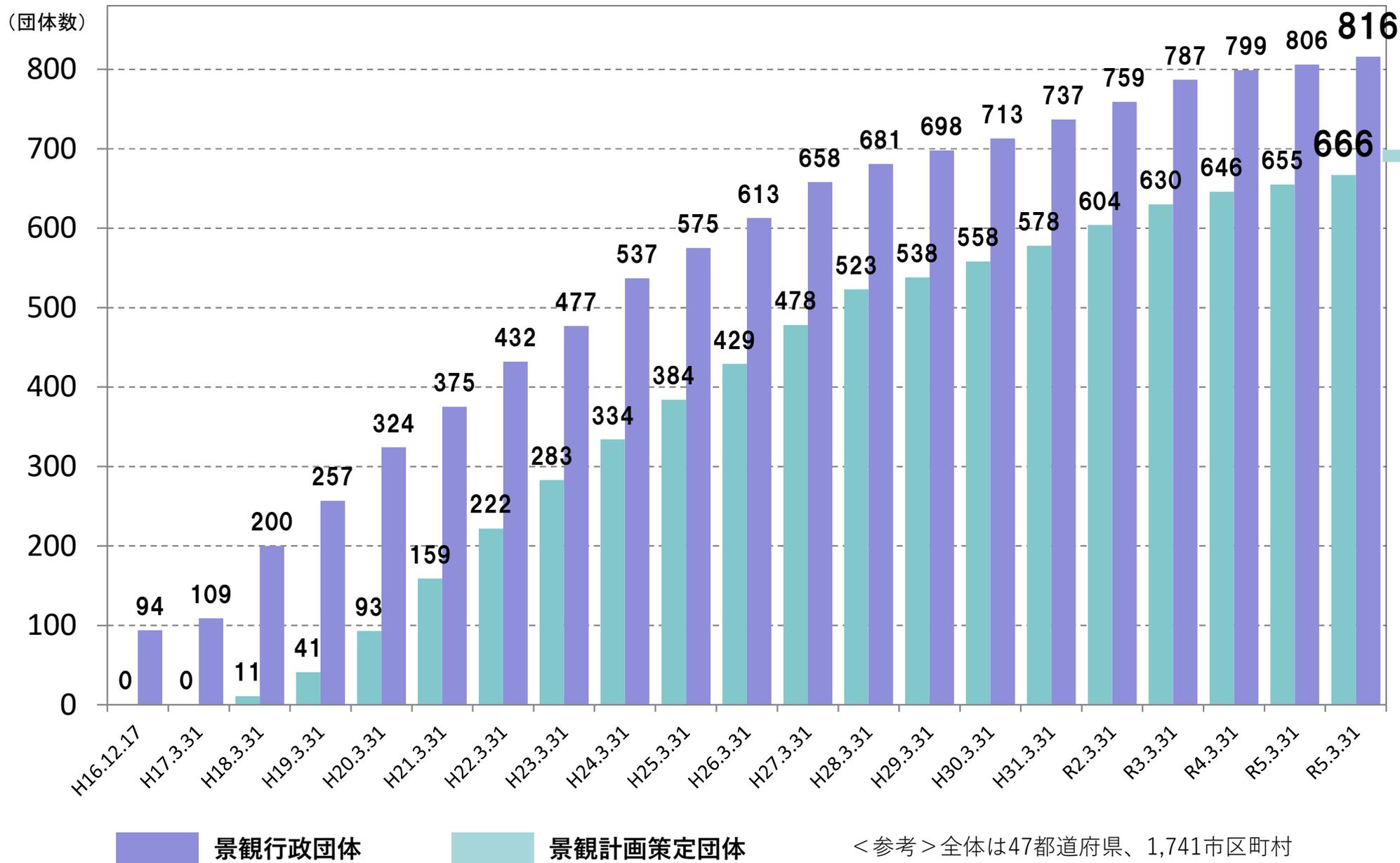
景観法の施行状況の概要（令和6年3月時点）

<参考> 全体は47都道府県、1,741市区町村
(令和6年3月時点 総務省統計局)

景観行政団体	816団体	(39都道府県、	777市区町村)
景観計画	666団体	(22都道府県、	644市区町村)
(重点的な取組を進める市区町村)		(397市区町村)
景観重要建造物	805件	(1都道府県、	113市区町村)
景観重要樹木	290件	(72市区町村)
景観協定	149件	(2都道府県、	63市区町村)
景観整備機構	113法人	(17都道府県、	60市区町村)
景観協議会	97組織	(1都道府県、	60市区町村)
景観地区等	計174地区	(45市区町村)
景観地区	57地区	(33市区町村)
準景観地区	9地区	(7市区町村)
地区計画等形態意匠条例	108地区	(21市区町村)

景観行政に取り組む団体数の推移（令和6年3月時点）

644
市区町村 + 22都道府県

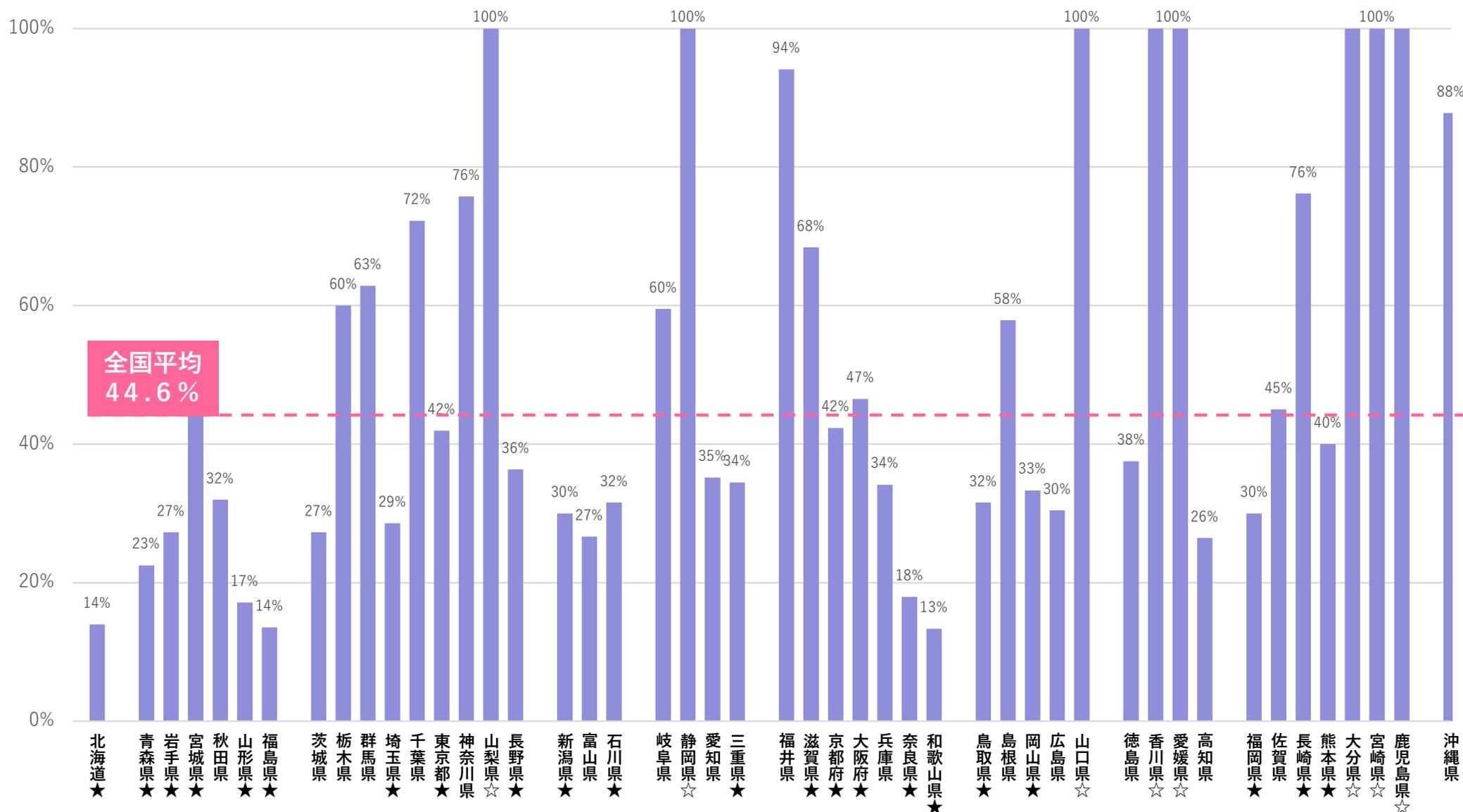


景観行政団体への移行状況(地整管区・都道府県別) (令和6年3月時点)

全国の市区町村のうち、**約45%***が景観行政団体に移行している。

都道府県内の全ての市区町村が景観行政団体に移行しているのは山梨県、静岡県、山口県、香川県、愛媛県、大分県、宮崎県、鹿児島県の8県。

※母数は都道府県を除いた地方公共団体(1741)



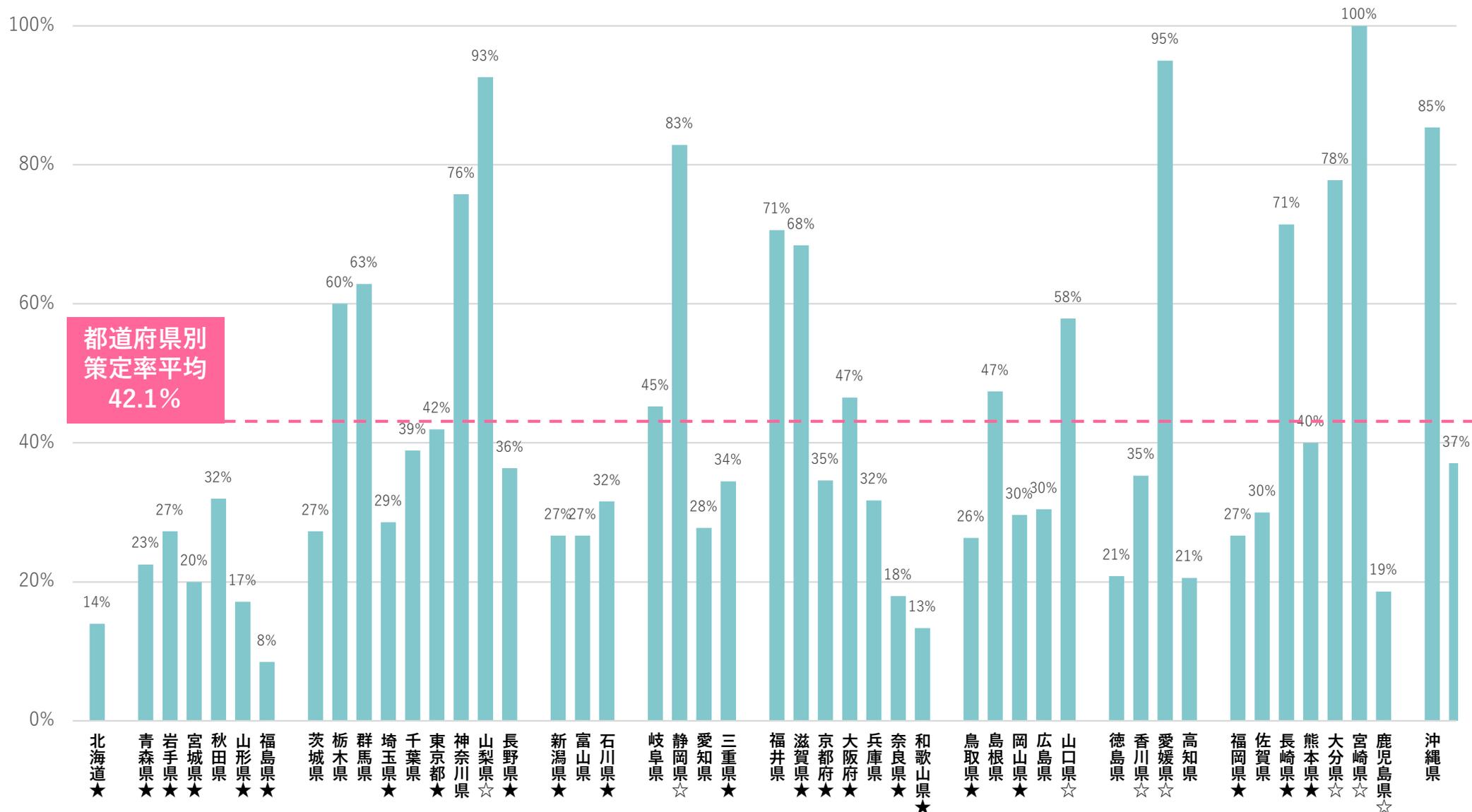
★は景観計画策定済み都道府県、☆は全ての市町村が景観行政団体に移行した都道府県

景観計画の策定状況(地整管区・都道府県別) (令和6年3月時点)

全国では約**37%**の市区町村で景観計画策定済み。

一方、都道府県間ではバラツキがあり、取組の進捗に**地域差**がある。

※母数は都道府県を除いた地方公共団体(1741)



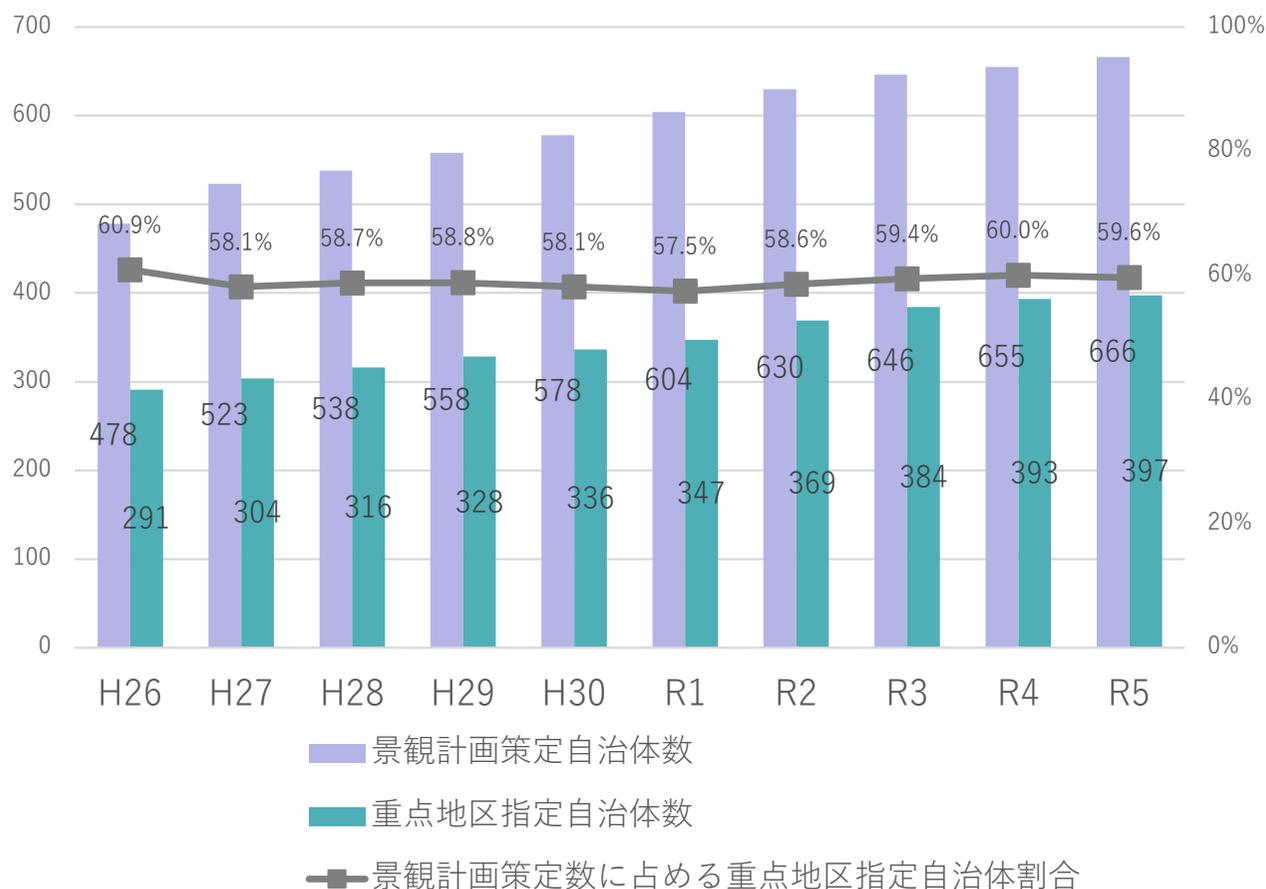
都道府県別
策定率平均
42.1%

★は景観計画策定済み都道府県、☆は全ての市町村が景観行政団体に移行した都道府県

重点地区の指定状況(指定自治体数)

- 景観計画策定自治体のうち、重点地区指定自治体の割合は、平成26年からほぼ横ばいであり、約6割となっている。
- また、今後24の自治体が重点地区を指定する予定となっている。

重点地区を指定している自治体数（市区町村）



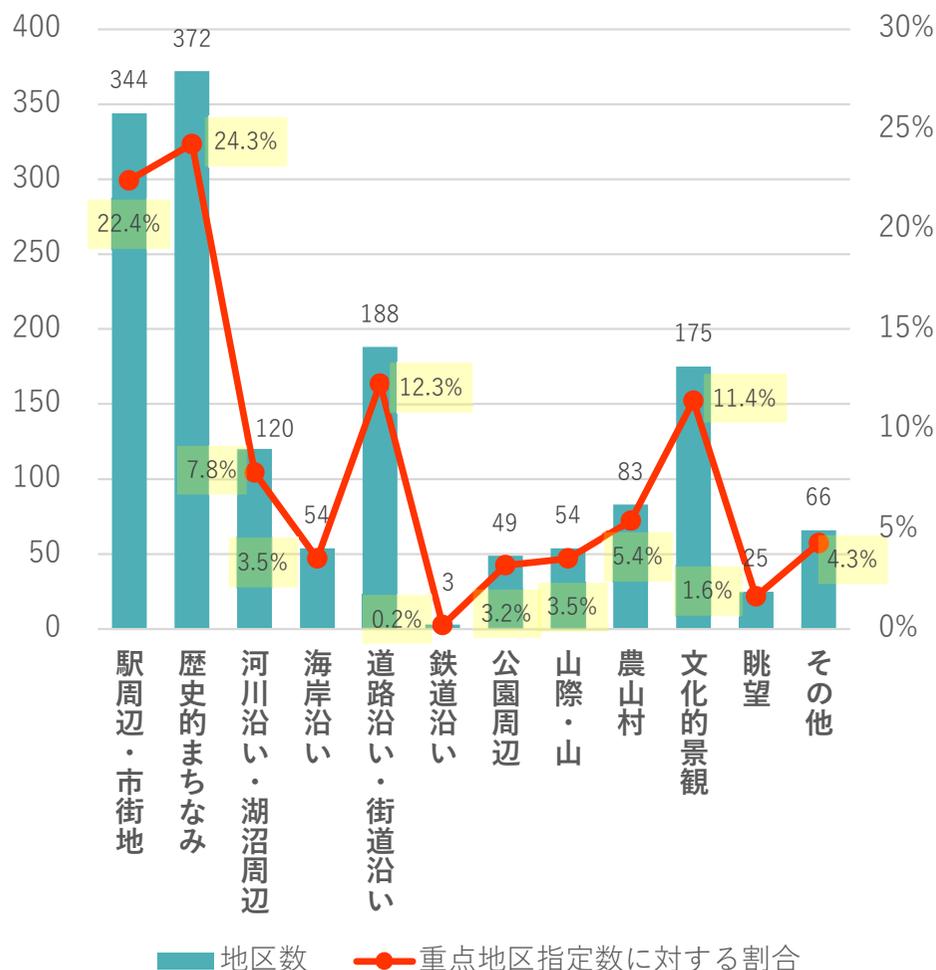
重点地区を新規に指定する予定がある自治体数（市区町村）

設定年度	自治体数
令和6年度～9年度	19
令和9年度以降または時期未定	5

重点地区の指定状況(重点地区の立地)

- 重点地区の立地は、「歴史的まちなみ」、「駅周辺・市街地」など、地域の顔となる地区への指定が多く、それぞれ全地区数の2割超を占める。次いで、「道路・街道沿い」、「文化的景観」で約1割が指定される。
- その他では、「交流・観光拠点系」、「工業系」などが挙げられている。

重点地区の立地 n=1,533



(その他に含まれる立地)

- 交流・観光拠点系
 - ・交流拠点、観光拠点、温泉街
 - ・大学等の特定施設周辺
- 住居系
 - ・リゾートエリア及び隣接エリア
- 工業系
 - ・工業地、インターチェンジ周辺
- 田園・自然系
 - ・史跡等の周辺エリア
 - ・集落地、崖線周辺
 - ・草原、自然景観を有する地区 など

※主な立地状況として各地区において1つを選択。

政府方針における景観行政の位置づけ

平成28年～令和2年

●「社会資本整備重点計画」(第4次) (平成27年9月18日閣議決定)

・重点施策の方向性

景観法や歴史まちづくり法等を活用し、地域の特性にふさわしい良好な景観を形成する。

・重点施策の達成状況を測定するための代表的な指標 (KPI)

景観計画に基づき取組を進める地域の数 (市区町村数)

【H26年度 458団体 → H32年度 約700団体】



令和3年～7年

●「社会資本整備重点計画」(第5次) (令和3年5月28日閣議決定)

・重点施策の方向性

良好な景観の形成や歴史・文化・風土を活かしたまちづくりを推進する。

・重点施策の達成状況を測定するための代表的な指標 (KPI)

景観計画に基づき**重点的な取組を進める市区町村数**

【R1年度 347団体→R7年度 450団体】

●「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月30日策定）

2020年を目途に、主要な観光地※で、景観計画を策定。※ 原則、全都道府県・全国の半数の市区町村合わせて、全都道府県及び景観計画が未策定の「主要な観光地」（平成28年3月30日時点）に対して、「主要な観光地及び都道府県における景観計画の策定について」（平成28年9月26日付け）を通知し、景観計画の策定に尽力いただくよう、要請。

●「観光立国推進基本計画」（平成29年3月28日閣議決定）

主要な観光地において景観計画の策定を促進。

●「観光ビジョン実現プログラム2020」（令和2年7月観光立国推進会議）

主要な観光地における景観計画や歴史的風致維持向上計画の策定を促進し、国内外の観光客にとって魅力ある観光地づくりを推進する

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律【概要】

背景・必要性

- 頻発・激甚化する自然災害に対応するため、**災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制、移転の促進、防災まちづくりの推進**の観点から総合的な対策を講じることが喫緊の課題
- こうした取組に併せて、生産年齢人口の減少、社会経済の多様化に対応するため、**まちなかにおいて多様な人々が集い、交流することのできる空間を形成**し、都市の魅力を向上させることが必要

⇒ **安全で魅力的なまちづくりの推進が必要**

「国土強靱化基本計画」、「経済財政運営と改革の基本方針2019」、「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」、「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」（閣議決定）において、居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりの推進、災害リスクの高いエリアの立地規制やエリア外への移転促進、スマートシティの推進、コンパクト・プラス・ネットワーク等を位置づけ

法律の概要

安全なまちづくり【都市計画法、都市再生特別措置法】

災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制

○開発許可制度の見直し

- 災害レッドゾーンでの開発について、自己業務用施設も原則禁止
- 市街化調整区域の浸水ハザードエリアにおける住宅等の開発を抑制

○住宅等の開発に対する勧告・公表

- 立地適正化計画の居住誘導区域外における災害レッドゾーン内での住宅等の開発について勧告を行い、これに従わない場合は公表できることとする

災害ハザードエリアからの移転の促進

○市町村による移転計画制度の創設

- 災害ハザードエリアからの円滑な移転を支援するための計画を作成

〔（予算）
防災集団移転の戸数要件の緩和（10戸→5戸）など住宅、病院等の移転に対する支援〕

災害ハザードエリアを踏まえた防災まちづくり

- 立地適正化計画の居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外

〈災害レッドゾーン〉
・災害危険区域（崖崩れ、出水等）
・土砂災害特別警戒区域

- 立地適正化計画の居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定める「防災指針」の作成

・地すべり防止区域
・急傾斜地崩壊危険区域
〈災害イエローゾーン〉
災害レッドゾーン以外の災害ハザードエリア（浸水ハザードエリア等）

⇒避難路、防災公園等の避難地、避難施設等の整備や警戒避難体制の確保等

魅力的なまちづくり【都市再生特別措置法、都市計画法、建築基準法】

「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出

都市再生整備計画*に「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに取り組む区域を設定し、以下の取組を推進*都市再生整備計画：市町村が作成するまちづくりのための計画

○「居心地が良く歩きたくなる」空間の創出

- 官民一体で取り組むにぎわい空間の創出
例）公共による街路の広場化と民間によるオープンスペース提供

〔（予算）公共空間リノベーションへの交付金等による支援
（税制）公共空間を提供した民間事業者への固定資産税の軽減〕

- まちなかエリアにおける駐車場出入口規制等の導入



車道中心の駅前広場

○まちなかを盛り上げるエリアマネジメントの推進

- 都市再生推進法人*のコーディネートによる道路・公園の占用手続の円滑化
*都市再生推進法人：NPO、まちづくり会社等の地域におけるまちづくり活動を行う法人（市町村が指定）

〔（予算）官民連携によるまちづくり計画の策定等を支援
（予算）都市再生推進法人への低利貸付による支援〕



駅前のトランジットモール化、広場整備など歩行者空間の創出

居住エリアの環境向上

○日常生活の利便性向上

- 立地適正化計画の居住誘導区域内において、住宅地で病院・店舗など日常生活に必要な施設の立地を促進する制度の創設

○都市インフラの老朽化対策

- 都市計画施設の改修について、立地適正化計画の記載事項として位置づけ
⇒改修に要する費用について都市計画税の充当等

【目標・効果】

- 「防災指針」に基づく対策を強化し、安全なまちづくりを実現
（KPI）防災指針の作成：約600件（全ての立地適正化計画作成自治体）（2021年～2025年〔2021年:100件 ↗ 2025年:600件〕）
- 多様な人々が集い、交流することのできる「居心地が良く歩きたくなる」まちなかを創出し、魅力的なまちづくりを実現
（KPI）「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに取り組む区域を設定した市町村数：2025年度までに100市町村以上

「居心地が良く歩きたくなるまちなか」からはじまる都市の再生

(今後のまちづくりの方向性 (令和元年6月26日「都市の多様性とイノベーションの創出に関する懇談会」提言より))

- 官民のパブリック空間 (街路、公園、広場、民間空地等) をウォーカブルな人中心の空間へ転換・先導し、民間投資と共鳴しながら「居心地が良く歩きたくなるまちなか」を形成
- これにより、多様な人々の出会い・交流を通じたイノベーションの創出や人間中心の豊かな生活を実現し、まちの魅力・磁力・国際競争力の向上が内外の多様な人材、関係人口を更に惹きつける好循環が確立された都市を構築

※地域特性に応じた取組を、歩ける範囲のエリアで集中的あるいは段階的に推進
 ※人口規模の大小等を問わず、その特性に応じた手法で実施可能



居心地が良く歩きたくなるまちなか (イメージ)

- Walkable** 歩きたくなる
 居心地が良い、人中心の空間を創ると、まちに出かけたくなる、歩きたくなる。
- Eye level** まちに開かれた1階
 歩行者目線の1階部分等に店舗やラボがあり、ガラス張りで中が見えると、人は歩いて楽しくなる。
- Diversity** 多様な人の多様な用途、使い方
 多様な人々の多様な交流は、空間の多様な用途、使い方の共存から生まれる。
- Open** 開かれた空間が心地良い
 歩道や公園に、芝生やカフェ、椅子があると、そこに居たくなる、留まりたくなる。

都市構造の改変等

- 都市構造の改変 (通過交通をまちなか外へ誘導するための外周街路整備等)
- 都市機能や居住機能の戦略的誘導と地域公共交通ネットワークの形成
- 拠点と周辺エリアの有機的連携
- データ基盤の整備 (人流・交通流、都市活動等に係るデータプラットフォームの構築等) 等

1階をガラス張りの店舗にリノベーションし、アクティビティを可視化
 民間敷地の一部を広場化 (宮崎県日南市)



2つの開発の調整により
 一体整備された神社と森 (東京都中央区)



駅前のトランジットモール化と広場創出 (兵庫県姫路市)



道路を占用了夜間オープンカフェ (福岡県北九州市)



公園を芝生や民間カフェ設置で再生 (東京都豊島区)

ストリートデザインガイドライン改訂(2.0)

- まちなかの徒歩圏の範囲を対象に、官民の公共空間を一体的に捉え、ウォーカブルな空間へと総合的に取り組むため、学識経験者・地方公共団体等、多くの方々からのご意見を集約。ストリートデザインに携わるの方々にとって有益な一助となるべく、ストリートデザインのポイントとなる考え方を示したもの。(R2.3策定)
- 令和2年度の都市再生特別措置法・道路法の改正を踏まえ、内容を拡充するとともに、冊子デザインを一新



令和3年5月12日公表



松山市：花園町通り（景観重要公共施設）

景観重要公共施設に関する記載

『景観計画に基づく景観重要公共施設に指定することは、公共施設とその周辺の土地利用を一体的に計画に位置づけることにつながり、無電柱化の促進や良好な景観形成を図ることができるため、積極的な活用を図ることが望ましい。』



【景観重要道路】
県道21号 若宮大路
(神奈川県鎌倉市)



【景観重要港湾】
重要港湾 長崎港
(長崎県長崎市)



【景観重要都市公園】
市立「21世紀の森と広場」
(千葉県松戸市)



【景観重要河川】
2級河川目黒川
(東京都目黒区)

景観法運用指針の一部改正①(令和4年3月)

景観行政の更なる推進を図るべく、昨今の社会経済情勢の変化等を踏まえ、景観法運用指針を改正。改正のポイントは、以下のとおり。

1. 無電柱化推進計画(令和3年5月)が策定

→景観形成の観点から無電柱化の推進について追記。

- ・ 景観計画の「行為の制限に関する事項」の工作物の形態意匠の制限に関する事項等として、無電柱化を位置付けられること
- ・ 景観重要公共施設について、整備に関する事項に無電柱化を位置づけられること
占有等の許可の基準として電線類の地中化等を位置づけられること
- ・ 景観地区において、条例で工作物の形態意匠制限として無電柱化を位置づけられること

2. 第5次社重点(令和3年5月)に「景観計画に基づき重点的な取組を進める市区町村数」が設定

→重点地区を設定しきめ細やかな景観規制に取り組むことが望ましいことについて追記。

- ・ 景観計画の「景観計画区域設定の考え方」の例示として、地域に拠り所や顔となる地区を重点地区※として定め、きめ細かな規制誘導を推進すること

※重点的な景観施策の推進が必要な区域であり、景観の保全・形成などを目的として指定

- ・ 景観計画の「届出対象行為」に、重点地区内において、より小規模な行為まで届出対象とすることで、その地区に特化したきめ細やかな規制を行うことができること

3. 都市再生特措法による景観法の特例(都再法第62条の14)

→都市再生整備計画において滞在快適性等向上区域が定められた場合、

一体型事業実施主体等は景観計画の策定・変更を提案することができる旨を追記。

(参考URL) 景観法運用指針について

http://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/toshi_townscape_tk_000038.html

令和4年6月にデジタル臨時行政調査会において策定された「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」を受けた文言の修正や、再生可能エネルギー施設の設置に対する景観上の懸念等、昨今の国の取組や、社会経済情勢の変化等を踏まえ、景観行政の更なる推進を図るべく、景観法運用指針を改正。改正のポイントは、以下のとおり。

1. 規制改革関係に係る改正

(1) 「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づく見直し

- ・ 「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づく7項目のアナログ規制に関連する箇所について文言を修正し、運用指針に反映する。

(2) 複数市町村による景観計画等の共同策定

- ・ 令和5年3月に複数市町村による共同策定を可能とする旨の事務通知を出しており、その内容を運用指針に反映する

2. 再生可能エネルギー施設における景観面の配慮に係る改正

- ・ 再生可能エネルギー施設設置における景観面の配慮に関して、環境アセスメント、その他関連諸制度、再エネの事業計画と景観法制度との間で、段取り面等の整合性を取ることを推奨する旨を、運用指針に反映する。

(参考URL) 景観法運用指針について

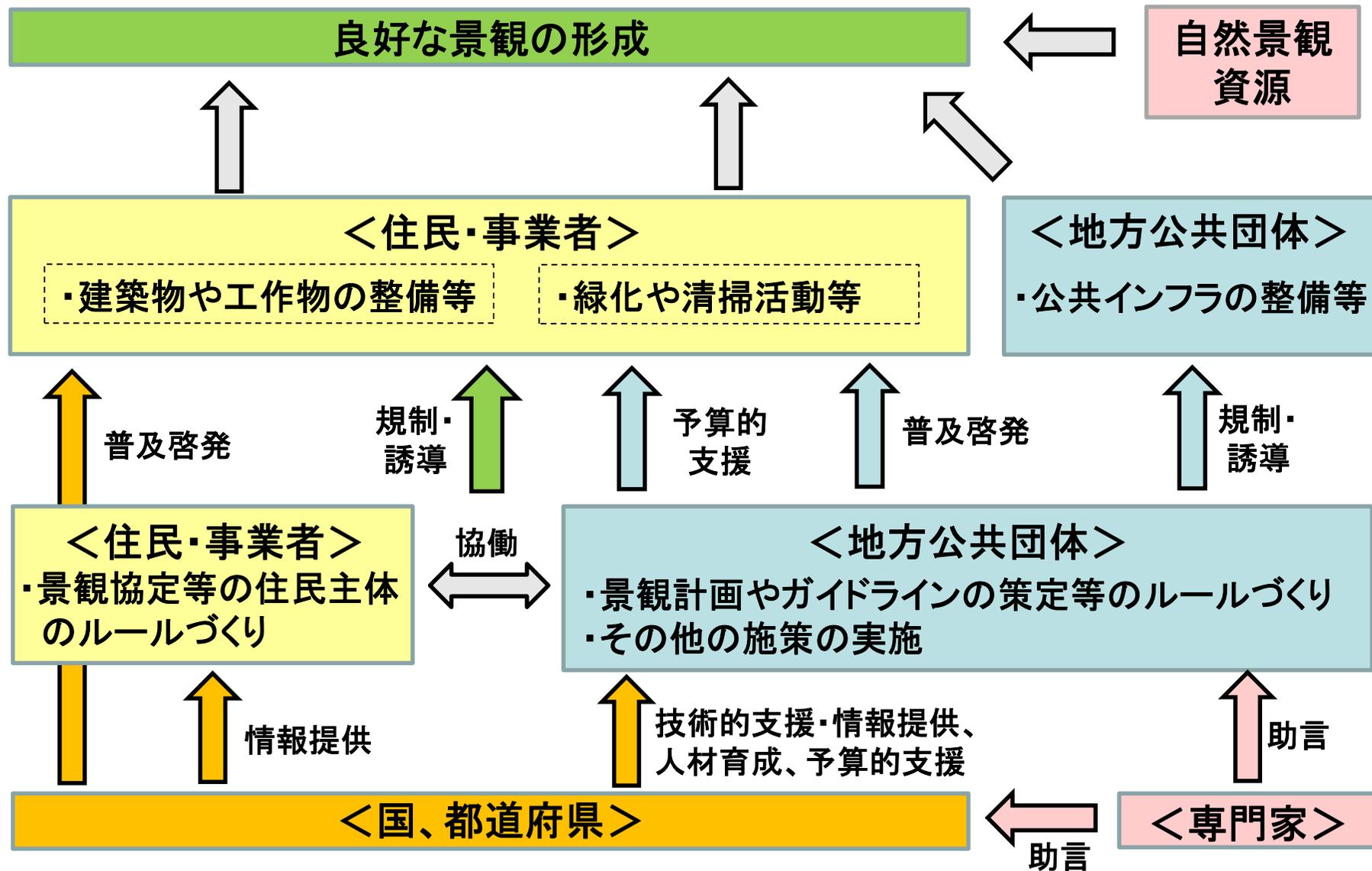
http://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/toshi_townscape_tk_000038.html

3. 景観まちづくりの推進に向けて

(1) 景観まちづくり、景観計画の必要性

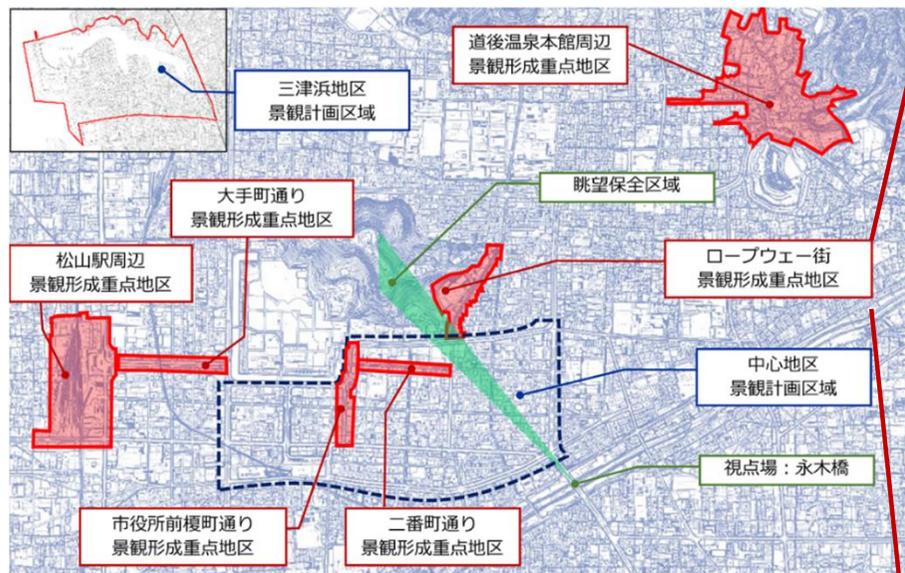
景観まちづくりとは

- 景観まちづくりは景観法の運用だけでなく、景観を良くするための取組みすべてを含む概念
- 住民・事業者、地公体、専門家、国がそれぞれの役割を担うことで、良好な景観形成に繋がる



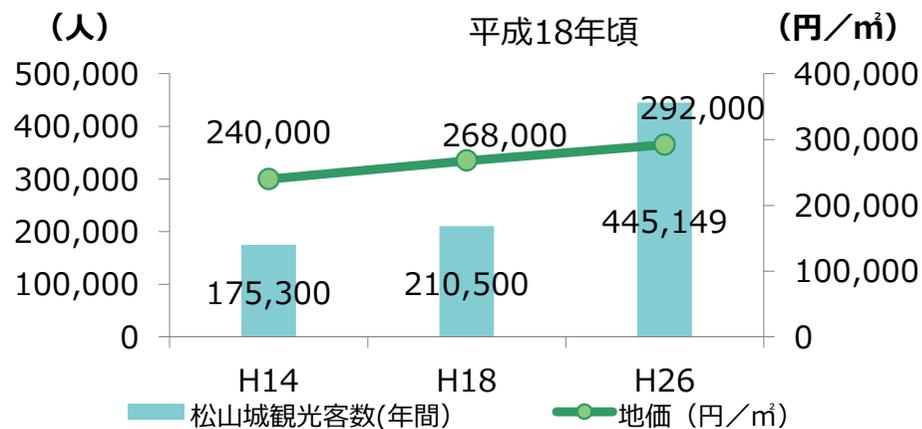
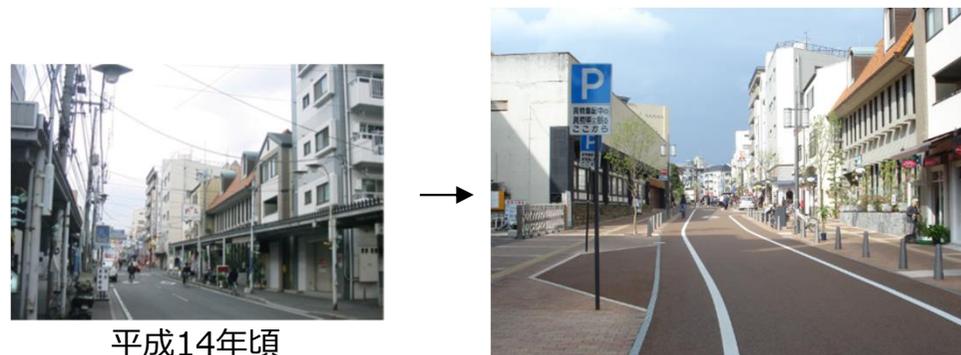
重点地区の指定事例(松山市)

- 松山市では、中心市街地、駅周辺、観光地、商店街、シンボルである松山城への眺望等、地域の顔となる場所を景観計画区域・重点地区に指定し、民間の建築物の景観誘導や、自治体による道路整備等の景観施策に取り組んでいる。
- ロープウェー街では、商店街の活性化を目指し、平成 15 年度から商店街が定める「まちづくり協定書」に基づき、約 110 店舗を対象にファサード整備事業を実施。
- また、アーケード撤去や道路整備の設計コンペを実施し、地域との合意形成を図りながら事業を推進した結果、松山城観光客、地価ともに増加傾向となった。



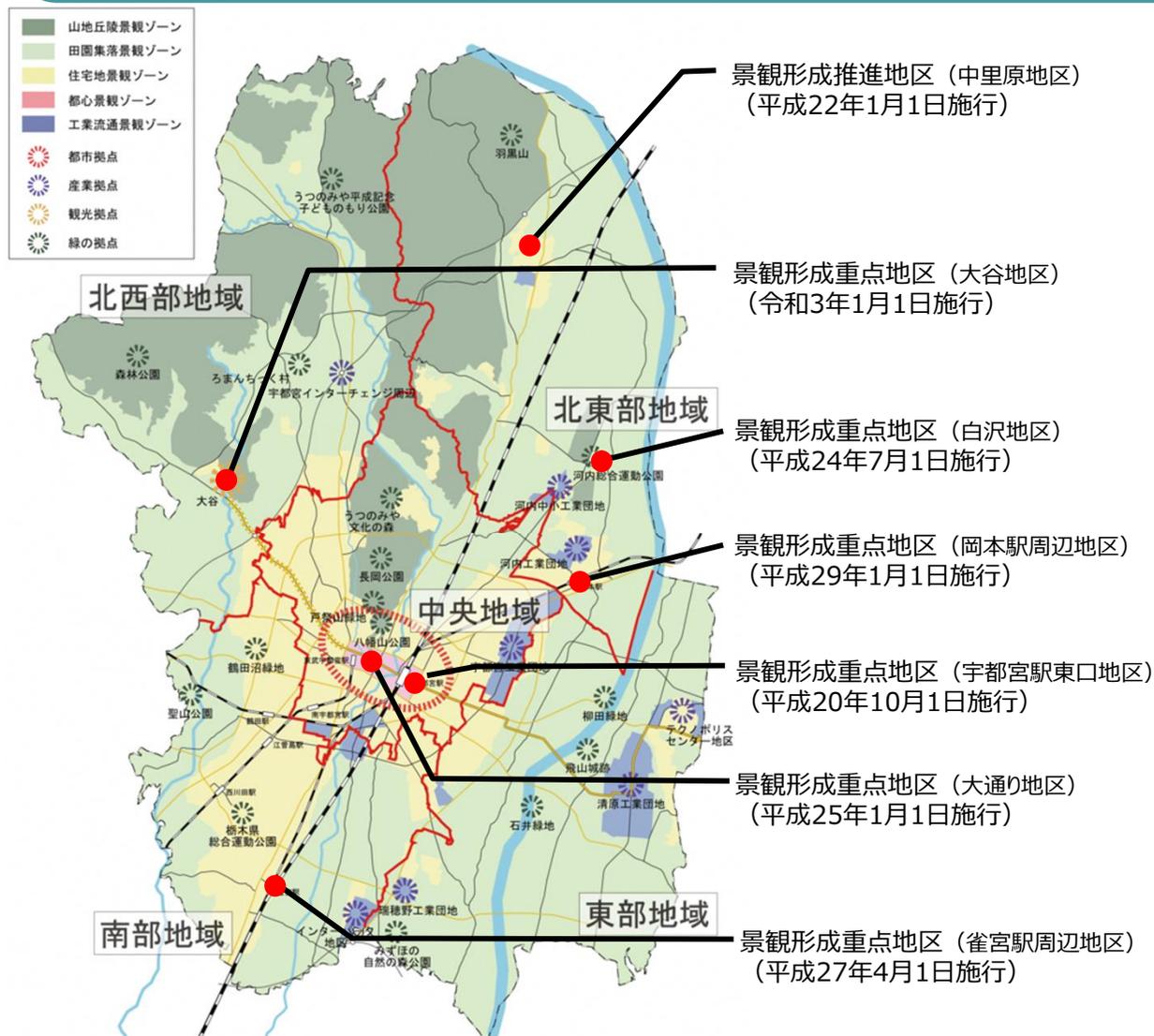
松山市の景観計画区域、景観形成地区の指定位置

ロープウェー街の景観整備と観光客数、地価の推移



重点地区の指定事例(宇都宮市)

- 宇都宮市では、平成19年に策定した景観計画に、特徴的な景観がある場所を候補地域として掲載した景観形成重点地区と、地域からの要請により取り組む景観形成推進地区の2つの地区指定制度を位置づけている。
- 令和10年度までに12地区の指定を目標に、随時景観計画を変更し、現在、市街地や歴史的まちなみ、観光等の地域特性に応じて、7地区を指定している。
- 市で作った素案を示しながら、アンケートやワークショップによる住民等との意見交換や協議等を経て基準を作成。



白沢地区 (歴史的まちなみ)



大通り地区 (市街地)



大谷地区 (観光・文化・自然)

質の高い公共空間の取組事例(ウォーカブルなまちなか(姫路市))

- 姫路市では、姫路駅北駅前広場や大手前通りにおいて、近年再整備が実施され、歩行者中心の高質な空間が実現。その過程では、駅前広場において設計時からの地元住民等との綿密な合意形成、デザインチームによるデザイン検討等が、大手前通りでは駅前広場と一貫したデザイン検討が行われた。
- また、姫路駅北駅前広場および大手前通りに接する区域を景観計画の都市景観形成地区に位置付け、再整備と合わせて市のシンボルとなる空間づくりや、市の顔として個性と魅力ある空間づくりを進めている。
- 景観計画等に基づき、沿道の建築物や屋外広告物等に対するきめ細かな規制誘導をするため、賑わいづくりとビスタ景観づくりを両立させる景観協議を実施。



駅前トランジットモール
姫路城へ続く都市軸のビスタ景観



駅前の芝生広場



地下空間に外堀をイメージした石積みや水景を備えたキャスルガーデン



公開して実施された広場デザインの様子
(住民・行政・設計チームの合意形成)

3. 景観まちづくりの推進に向けて

(2) 景観まちづくりのための国の支援策

政策レビューによって示された課題と対応の方向性

- ・政策レビューとは国土交通省で行っている政策評価の1つ。
- ・重要な政策の施行から一定程度時間が経過した際等に実施するもの。

● 景観・歴史まちづくりを推進するための地方公共団体の課題

アンケート及びヒアリング等から法制度が十分に活用されない理由を分析すると、「認知不足」「知識やノウハウの不足」「職員不足」「地域の協働、理解、関心の不足」「予算不足」といった理由があることがわかった。

① 認知不足

課題：小規模団体を中心に、国の法制度や支援施策等の認知度が低い。

対応：地方開催等による研修の充実、市町村への情報提供における都道府県の役割強化、取組事例や支援制度等に関する情報提供の工夫・充実等を行う。

② 知識やノウハウ不足への対応

課題：職員が計画策定や届出業務における効果的な指導・協議等の実務面の知識やノウハウを身につけることが重要となるが、小規模団体を中心に、全体で約7割の地方公共団体において知識やノウハウが不足。

対応：届出業務等の実務に役立つ講習会等の開催、技術資料等の整備による情報提供の充実、技術的課題の解決等につながる先進的な取組に対する支援を行う。

③ 職員不足への対応

課題：小規模団体を中心に、全体で約7割の地方公共団体において専門的な知識を持つ職員の不足が課題と認識。

対応：外部人材や他部局等との連携事例や少人数で取り組むための工夫事例に関する情報提供、計画策定時における支援を行う。

④ 地域の協働、理解、関心の不足への対応

課題：約4割の地方公共団体が地域の担い手不足や地域住民の関心の低さを課題と認識。

対応：地域住民等の意識の向上や地域活動の活性化等を図る取組に対する支援、取組事例に関する情報提供を行う。

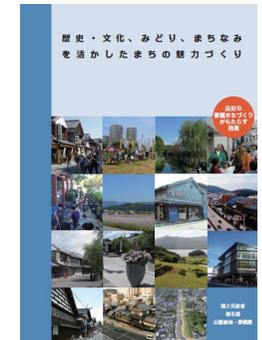
⑤ 予算不足への対応

課題：景観及び歴史まちづくりの推進にあたり、約6割の地方公共団体が財源の不足を課題と認識。

対応：歴史的建造物の継続居住や空き家活用の促進、景観に配慮した公共事業を可能とする効果的な支援制度の拡充や創設を行う。

景観まちづくりに関する国土交通省の様々な支援

- 景観法活用のための技術的参考となる資料の作成
 - － 景観法アドバイザーブック（H24.3）
 - － 景観計画策定・改定の手引き（R5.3更新）
- 参考となる良好な景観事例の整理
 - － 良好な景観まちづくりがもたらす効果に関するパンフレット（H28.3）
 - － 世界に誇れる日本の美しい景観・まちづくり事例集（H30.3）
- 社会資本整備総合交付金
 - － 街なみ環境整備事業
 - － 都市公園事業など
 - － まちなかウォークアブル推進事業の創設（都市再生整備計画事業の拡充）
- 景観改善推進事業（令和2年度より創設）



地方公共団体による景観まちづくりの取組を一層推進するため、平成31年3月に公表した「景観計画策定の手引き」「別冊 景観計画・まちづくりの取組事例集」の内容をもとに、令和4年3月に「景観計画策定・改定の手引き」及び「景観計画・まちづくりの質向上アイデア集」を公表。さらに令和5年3月「景観計画・まちづくりの質向上アイデア集」を更新。

○策定編

これから景観計画策定に取り組む地方公共団体向けに、**景観計画策定の基本的な進め方**や**「財源の確保」「職員不足」「知識や技術の不足」**等の課題を解決する工夫事例をとりまとめ。

○改定編

これまで景観計画を策定し景観まちづくりに取り組んできた地方公共団体向けに、景観計画改定の検討の参考となるよう、**具体的な改定内容の検討方法、景観計画改定案の作成方法**などを整理。

○質向上アイデア集

景観まちづくりに取り組む地方公共団体が取組をステップアップする際の参考となるよう、**景観まちづくりの質向上のアイデア、個別の景観課題への対応、アンケート結果**などをとりまとめ。

景観計画策定・改定の手引き
～ 策定編 ～

<目次>

1. はじめに 1

2. 景観計画の検討の枠組み・プロセスと主な留意点 4

（1）景観計画検討の枠組み

（2）景観計画検討の主な留意点

1）検討プロセスの組み立て

2）景観行政団体への移行に関する検討

3）景観計画の検討

4）景観条例の検討

5）景観計画の運用に関する検討

3. 景観計画の策定等における工夫例 17

（1）庁内的な課題への工夫例

（2）対外的な課題への工夫例

4. 景観計画の検討例 22

検討例①：まちの形成過程や日常生活に身近な視点から景観特性を把握する

検討例②：市民参加を通して景観資源や考え方の共有化を図る

検討例③：旧市街地で培われた景観を守り育てる

検討例④：自然眺望を保全する

令和4年3月

国土交通省 都市局 公園緑地・景観課

景観計画策定・改定の手引き
～ 改定編 ～

<目次>

1. はじめに 1

2. 景観計画改定に向けた検討のポイントと主な留意点 3

2-1. 景観計画改定のプロセス 3

2-2. 主な検討内容 5

I：現行計画の検証・評価 5

II：計画改定の枠組みの整理 10

・改定の枠組みの整理

・改定スケジュールの作成

III：具体的な改定内容の検討 11

[検討例①]行為の制限に関する事項（重点地区の追加）

[検討例②]行為の制限に関する事項を変更（重点地区の追加以外）

[検討例③]景観重要公共施設を指定する

[検討例④]景観整備機構を活用する

IV：景観計画改定案の作成及び景観計画の改定 34

令和4年3月

国土交通省 都市局 公園緑地・景観課

景観計画・まちづくりの質向上アイデア集

<目次>

1. はじめに 1

2. 景観まちづくりの質向上のアイデア 8

<空間の質を高める>

<行政施策と連携する>

<ICTを活用する>

3. 個別の景観課題に対応する 20

（1）再生可能エネルギー発電設備の設置にかかる景観誘導の方法や工夫点

（2）空家、空店舗にかかる景観誘導の方法や工夫点

（3）耕作放棄地にかかる景観誘導の方法や工夫点

（4）屋外広告物の設置にかかる景観誘導の方法や工夫点

（5）定性的な基準を活かしたアドバイザー制度による景観誘導の工夫点

4. アンケート結果の報告 29

4-1. 景観まちづくりの質向上に関するアンケート調査（令和3年度） 29

（1）景観整備機構や景観重要公共施設の制度活用状況

（2）景観施策に限らないまちづくり施策との連携事例やICTの活用事例

（3）景観計画の改定時の取組事例

4-2. 景観計画策定・運用に関するアンケート調査（平成30年度） 48

（1）景観計画の策定・運用時の取組事例

（2）景観まちづくりの進捗や効果の測り方

4-3. 景観法制度活用推進に関するアンケート調査（令和4年度） 77

（1）近年特に問題となっている景観阻害要因について

（2）再生可能エネルギー施設の景観誘導について

（3）景観法に基づく届出の電子申請等について

令和5年3月

国土交通省 都市局 公園緑地・景観課

外部専門家を活用した定性基準のきめ細やかな景観誘導(東京都世田谷区)

○事業者等、専門家（せたがや風景デザイナー）、世田谷区の3者が定性的な基準に基づき、より良い風景づくりの工夫点について協議する「事前調整会議」を実施。

事前調整会議

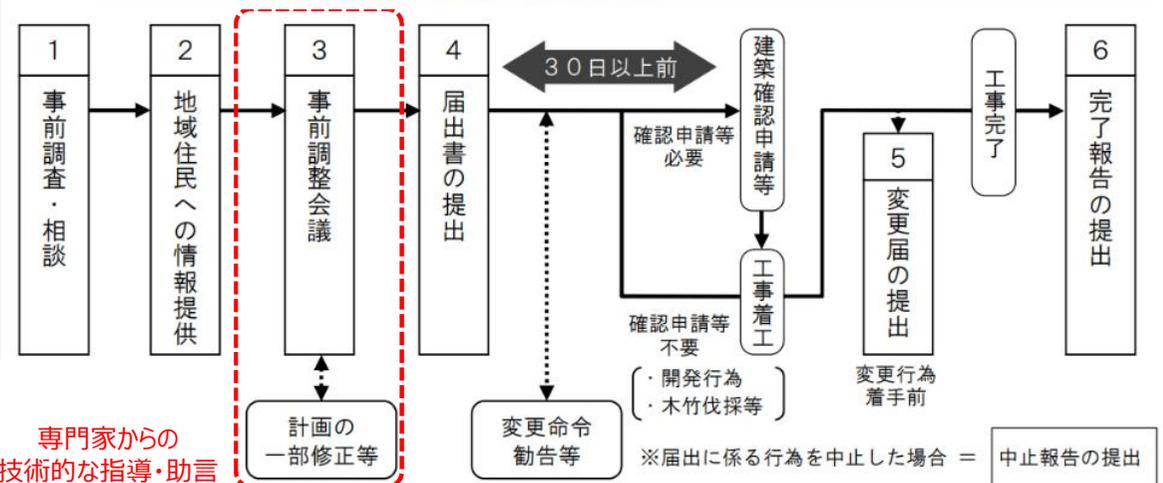
- ・行為の届出前に、風景づくりについて、3者で意見交換
- ・行為の届出の際、事前調整会議での指摘事項等への「対応表」を添付

多様な実務経験に即した助言

- ・専門家は、建築・ランドスケープ・都市計画・色彩等さまざまな実務者
- ・外観デザインだけでなく、近隣対策、コスト面、維持管理等も踏まえた提案
- ・約8割以上の案件（令和3年度）で会議結果が計画に反映

区職員のスキル向上

- ・区職員が「事前調整会議」に参加することで、別の事業者にも具体的な配慮方法を伝えられるようになる。



- 「スマートな行政手続き」を実現するため、全庁的に行政手続きのスマート化を推進
- 景観法に基づく行為の届出・通知等について、令和4年4月から電子申請を基本として運用
- 職員による事務処理について、オンラインで完結できる仕組み

全庁的な電子申請システム「e-KOBE」を使った届出

届出の流れ

- ・事業者等が届出書をフォームに入力し、添付資料はPDFでアップロードする
- ・職員がデータ上で確認（→内部決裁）
- ・システム上で受理通知や差戻を行う

この手続きの流れ	
申請送信	✓
申請完了	✓
審査開始	✓
添付書類確認	✓
交付	✓
<small> 👤：職員の操作 👤：利用者の操作 🔄：自動処理 </small>	

庁内で手続きの進捗状況を共有することができます。

運用上の工夫点

操作マニュアルの作成

職員向けにe-KOBEの操作方法等を記した「マニュアル」を作成。

運用Q&Aの作成

差し戻しのケース等を記したQ&Aを作成し、運用しながら更新。

電子申請の推進

届出書の様式を非公開（依頼があった場合に配布）

電子申請システムによる届出のメリット

窓口事務の減少

窓口での対応頻度が減り、業務が効率化された。

リモートワーク対応

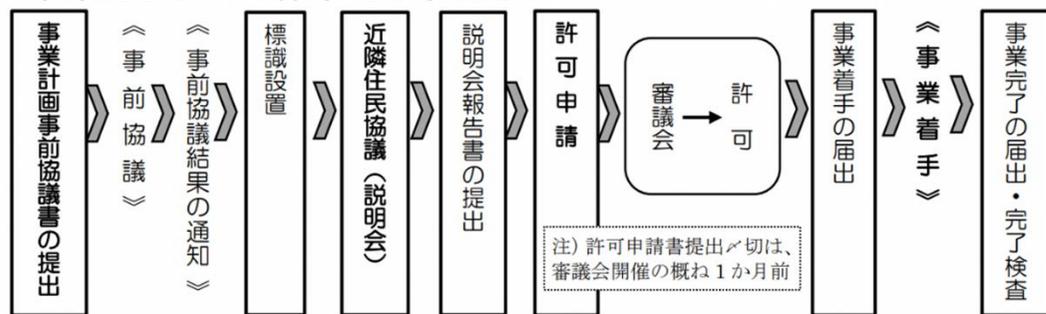
在宅勤務でも作業ができるようになった。

保管スペースの削減

申請書類等のデータ化に伴い、保管用のスペースが削減された。

- 「前橋市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」により、赤城山地区など（特別保全地区）で、再生エネ設備の設置を行う場合は、事前に前橋市の許可が必要
- 太陽光発電設備について、「色彩」、「配置・高さ・形状」、「道路に面する部分の景観配慮」に係る基準を設定

■事業完了までの標準的な手続きフロー



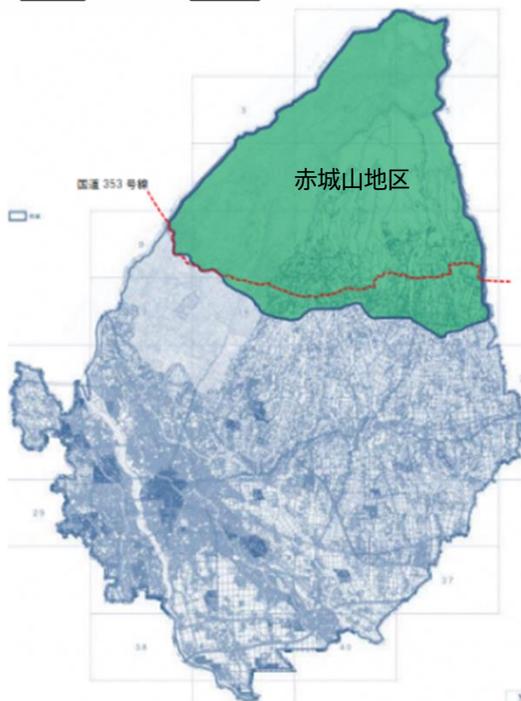
■事前許可が必要な要件

対象事業

- ・太陽光発電設備全て（建築物の屋根または屋上に設置するものを除く）
- ・太陽光以外を再生可能エネルギー源とする発電設備で、発電出力が2,000キロワット以上のもの（環境影響評価法、群馬県環境影響評価条例の対象となる事業を除く）

対象地域

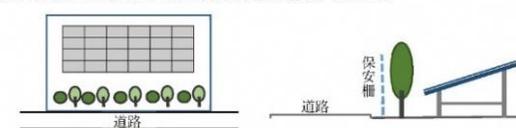
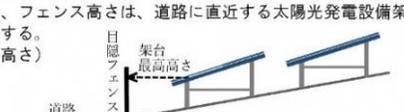
- ・赤城山地区
（景観計画に定める景観類型の図の森林地区）
- ・土砂災害警戒区域
- ・土砂災害特別警戒区域
- ・その他市長が指定する地区



＜前橋市再生エネ条例許可基準等審査に係る太陽光発電設備景観配慮について＞

令和元年8月1日適用

以下の配慮事項は、地上型（野立て）太陽光発電設備を対象とする。

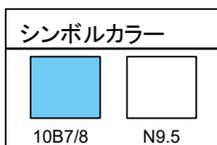
再エネ 景観配慮項目	基準	
色彩	太陽光パネル 太陽光モジュール	低反射（反射光を抑える処置がされたもの）のものとする。 フレームの色彩はパネル（モジュール）部分と同等色、若しくは黒色、こげ茶色、濃紺色で、フレームの存在感が目立たないものが望ましい。
	保安柵、フェンス等 （目隠しフェンス含む）	設置する周辺の景観に応じて、こげ茶、ベージュ、グレー、黒のいずれかとする。 白は原則使用不可とする。
配置・高さ・形状	太陽光パネル（太陽光モジュール）は向きや傾斜を揃えるなど、統一感のある配置とする。	
	太陽光パネル（太陽光モジュール）の設置最高高さは、地盤面から原則2.0m以下とする。 ※発電設備の下で農業を営むものにあつてはこの限りではない。	
道路に面する部分の景観配慮	山林など自然豊かな場所に設置する場合は、既存樹木を活かした配置計画とし、やむを得ず伐採する場合には、発電設備を設置する部分の最低限の範囲の伐採とする。	
	敷地の道路に面した部分は、原則、中低木による植栽を行うこととし、歩行者や通行車両から見える太陽光発電設備（土台・架台及び附帯配線等を含む）の人工物の存在感を軽減させる。 （※道路と敷地に高低差がある場合は事前に協議すること。）	
	やむを得ず、植栽に依らない場合は、ルーバー状やスリット状の目隠しフェンスを設置し、フェンス高さは、道路に直近する太陽光発電設備架台の最高高さ以上とする。 （架台足が隠れる高さ）	
	（※ただし、交差点から5m以内においては、交差点の見通し安全確保に配慮し、保安柵等のフェンス+中・低木植栽とし、目隠しフェンスの使用は避ける。）	
	上記において、目隠しフェンスとする場合、フェンス等の保安柵に目隠し用の簡易シート（ビニールシート、メッシュ状シート、植栽シート）を貼ったものは原則、不可とする。	
	中・低木植栽は、原則、植栽時は樹高1.0m以上、成木時には樹高1.5m以上のものとする。	
	植栽は、地域の植生に配慮した樹種又は季節を感じることできる花木とすることが望ましい。	

景観地区内への設置 (陸前高田市)	斜面地への設置 (富士宮市)	営農型太陽光発電設備の設置 (北杜市)
<ul style="list-style-type: none"> • 景観審議会の議論を踏まえ、設置認定 <ul style="list-style-type: none"> ①ブドウ栽培とのソーラーシェアリング ②周辺への景観に配慮した植栽設置 ③パネルの角度も景観上配慮 	<ul style="list-style-type: none"> • 隣地の民家に与える圧迫感を軽減するため、パネルを山の形状に設置 • 太陽光パネルのフレームは黒色とし、目立たないように配慮 	<ul style="list-style-type: none"> • 農地の景観に配慮するため、架台の色彩をダークブラウンに変更
		
<p>出典:陸前高田市</p>		<p>出典:北杜市</p>

- 景観を保全することは地域で必要な産業立地、風力発電等を否定するものではない。
- むしろ管理者との協議等を通じて、それら施設と景観との調和を図ることが可能。

【参考】清水港の取組み（静岡県静岡市）

- ・静岡市景観計画のもと、色彩ガイドプラン「**清水港・みなと色彩計画**」を推進。
- ・市民の声を反映し、富士山及び駿河湾と調和するシンボルカラーを設定するなど独自の景観づくりを実施。(令和3年度景観大賞国土交通大臣賞受賞)



「刷新した、真新しい」という意味を持つアクアブルー(10B7/8)を抽出



※洋上風力発電等の大規模工作物を新設する場合は、再エネ海域利用法に基づく協議会や環境アセスメント等の事業の早期段階から景観との調整を図ることが望ましい。

- 大阪市では、大阪市景観計画に定める重点届出区域において、良好な都市景観の形成に資することを目的とし、周辺景観との調和に配慮した又はにぎわいの形成やまちの魅力向上につながるデザイン性の高いデジタルサイネージの設置等に係る協議等に関し必要な事項を取扱要綱を定めている。
- 同要綱には「デジタルサイネージ設置基準」として、デジタルサイネージを設置する位置（低層部・中層部※あ）ごとに、「設置位置、形態・意匠の基準」「大きさの基準」「周辺への影響を抑えるための基準」「コンテンツの基準」等を定めている。

デジタルサイネージを低層部に設置する場合の設置基準（抜粋）

設置協議対象地区 ※い	・重点届出区域(右図参照)
前提条件	・周辺環境との調和に配慮したものとする。※う
設置位置、形態・意匠の基準	・設置位置は、建築物の1階までとし、設置形態は、壁面への設置及び自立型設置とする。ほか
大きさ(1か所)の基準	・2㎡以下とする。ほか
総量の基準	・5㎡以下とする。ただし、敷地面積が2,000㎡を超える場合は、2,000㎡を超える部分(A㎡)の割合(A/2000)に応じて、一敷地における合計面積を加算(5㎡×A/2000)とすることができる。
快適な街路景観創出のための基準	・一敷地に複数設置する場合、他のデジタルサイネージとの距離を10m以上離すこととする。ただし、近接して設置する場合は、合計2㎡以下であればこの限りではない。ほか
周辺への影響を抑えるための基準	・まぶしすぎない明るさ(輝度)とする。※え ・静止面の切替り(切替り間隔は15秒以上)のみとする。ほか
コンテンツの基準	・観光情報、ニュース、災害時の避難情報など、まちの利便性や安全性を高める各種の情報やまちの魅力を向上させる映像等を提供し、その割合が1/4を超えていることとする。ほか

※あ:低層部:建築物の1階部分 中層部:建築物の高さ31m以下の部分(低層部を除く)

※い:視認性が高く、景観への影響が大きいと考えられる中層部に設置する場合の対象地区は、ターミナル駅周辺等としている。

※う:大阪市景観計画に定める広告物基準のうち、意匠等の基準を踏まえるものとする。

※え:夜間等、外光の状況及び周辺状況に配慮すること。

- 詳細については、「重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱」参照。

(<https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000284822.html>)

- デジタルサイネージの設置に関する誘導方針や基準についての解説は、景観読本第7章:デジタルサイネージガイドラインを参照。(<https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000411338.html>)

▼低層部の設置協議対象：重点届出区域（国道2号線を除く）



事例

これまで中層部2件、低層部3件、合計5件の協議を実施



低層部（大阪中之島美術館）



中層部（大阪駅前グランドビジョン）

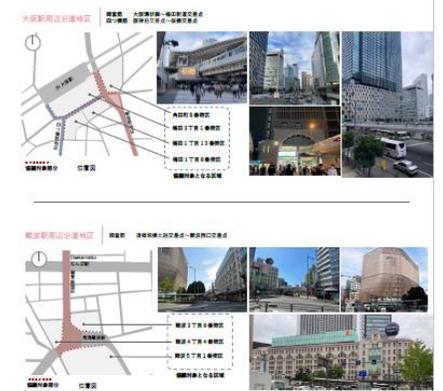
▼デジタルサイネージガイドライン

1 はじめに	vii-4
2 協議対象	vii-5
協議の対象となるデジタルサイネージ	vii-5
協議対象地区	vii-6
3 基本方針—景観誘導の考え方	vii-8
4 設置基準	vii-9
建築物低層部に設置する場合	vii-9
建築物中層部に設置する場合	vii-10
5 設置基準の解説	vii-11
建築物低層部	vii-12
・設置条件	vii-12
・設置位置、形態・意匠の基準	vii-13
・快適な街路景観創出のための基準	vii-14
・周辺への影響を抑えるための基準	vii-15
・コンテンツの基準	vii-18
建築物中層部	vii-20
・設置条件	vii-20
・設置位置、形態・意匠の基準	vii-21
コンテンツ内蔵のポインタ	vii-22
デジタルサイネージ設置時チェックシート	vii-27
6 協議等手続きについて	vii-32
必要な提出書類について	vii-32
内部取扱い規定・地域独自の基準の状況について	vii-35
設置協議	vii-36
実施報告	vii-37

景観コラム

デジタルサイネージが都市景観にもたらす影響について vii-38

編者 監修 (大阪大学 大学院工学研究科 景観学)



「大阪駅前周辺沿道地区」及び「南船場周辺沿道地区」を協議対象地区としています。

※ 協議対象となる地区のうち、協議対象（協議）の対象となる地区は、協議について協議が必要となります。協議については協議要綱を参照してください。（協議対象地区：06-6288-7887）

愛知県岡崎市		長野県長野市
<ul style="list-style-type: none"> ・景観計画に「景観重要公共施設」を位置づけ ・街なみ環境整備事業、都市再生整備計画事業を活用 		<ul style="list-style-type: none"> ・「歴史的風致維持向上計画」へ関連事業を記載 ・景観計画に「景観重要公共施設」を位置づけ ・街なみ環境整備事業を活用
八帖地区	中心市街地地区	
<p>歴史的な八丁味噌の蔵なみや建造物等が地域固有の景観を伝える。産業観光拠点として、地場産業と人々の暮らしが共存し、にぎわいのあるまちを形成。</p>	<p>籠田公園と中央緑道は、まちのシンボルであると同時に、東岡崎駅とまちなかを繋ぐ主要な動線として、周囲との連続性や地域の歴史性に配慮。</p>	<p>地元住民が家屋や門、柵、塀の修景等を行い、長野市は道路美装化・無電柱化等を行い、一体的な景観形成を実施。</p>
		

景観法による景観計画区域又は景観地区の一部又は全部を含む区域等で面積 1 ha以上の地区について、地方公共団体、景観整備機構及び住民による景観形成の取組を支援。

住宅等の外観の修景



景観重要建造物等の保全・活用に対する支援

景観重要建造物の修理（耐震改修含む）費、買取費、移設費

交付率

- 【直接補助】 1 / 3
- 【間接補助】 事業主体の補助に要する費用の 1 / 2 又は補助事業費の 1 / 3 のいずれか低い額

※一般公開を行うものについては、内装の修理も支援

集会所等の生活環境施設の整備

地区内の公共施設の整備

道路・公園等の整備

電線の地中化

社会資本整備総合交付金(都市公園事業など)

〈社会資本整備総合交付金〉

・都市公園事業：都市公園の整備に関する事業

事業要件の1つである「国家的事業関連公園」に、景観重要建造物等を活用することが記載

「国家的事業関連公園」とは

- ・我が国固有の優れた歴史的・自然的・文化的資源、又は景観法に基づく景観重要建造物等を活用する観光振興の拠点となる都市公園等

「国家的関連事業※の開催に向けた都市公園の整備等に関する事業」が重点配分の対象となっている。

※景観法に基づく景観重要建造物等を活用する観光振興の拠点となる都市公園等を整備する事業

市民緑地等整備事業：民緑地契約に基づき行う緑地の利用又は管理等のために必要な施設整備を行う事

事業要件の1つである都市要件として「景観計画の策定」が記載

都市要件（抜粋）

- ・緑の基本計画が策定済み若しくは策定中の都市、又は景観計画が策定済み若しくは策定中の都市

まちなかウォークブル推進事業

○車中心から人中心の空間へと転換を図る、まちなかの歩いて移動できる範囲において、滞在の快適性の向上を目的として市町村や民間事業者等が実施する、道路・公園・広場等の整備や修復・利活用、滞在環境の向上に資する取組を重点的・一体的に支援し、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを推進する事業

事業主体等

●市町村、市町村都市再生協議会（社会資本整備総合交付金） ●都道府県、民間事業者等（都市再生推進事業費補助） いずれも国費率：1 / 2

施行地区

次のいずれかの要件に該当する地区、かつ、**都市再生特別措置法に基づく滞在快適性等向上区域**（当該区域の周辺整備に係る事業が実施される地区を含む）

- ① 立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村の、市街化区域等内のうち、鉄道・地下鉄駅※から半径1kmの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場※から半径500mの範囲内の区域等 ※ピーク時間運行本数が片道で1時間当たり3本以上あるものに限る。
- ② 観光等地域資源の活用に関する計画があり、かつ、当該区域の整備が都市のコンパクト化の方針と齟齬がないと認められる市街化区域等外の区域
- ③ 立地適正化計画、広域的な立地適正化の方針等に位置づけられた都市計画区域外の地域生活拠点

対象事業

【基幹事業】

道路、公園、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、既存建造物活用事業、エリア価値向上整備事業、こどもまんなかまちづくり事業、滞在環境整備事業、計画策定支援事業※、等

※都市再生整備計画にグリーン化、デジタル技術・データの活用、子ども・子育て支援等の国が指定する「重点的に取り組むテーマ」及びテーマに即した目標・指標を設定した場合に実施可能

【提案事業】

事業活用調査、まちづくり活動推進事業、地域創造支援事業（市町村の提案に基づくソフト事業・ハード事業）



事業のイメージ

● 歩きたくなる空間の創出 Walkable

- 街路空間の再構築
- 道路・公園・広場等の整備及び既存ストックの改修・改変
- 道路の美装化・芝生化、植栽・緑化施設や水上デッキの整備等による公共空間の高質化
- 滞在快適性等向上区域を下支える周辺環境の整備（フリンジ駐車場、外周道路等の整備）

● 歩行者目線の1階をまちに開放 Eye Level

- 沿道施設の1階部分をリノベーションし、公共空間として開放
- 1階部分のガラス張り化等の修景整備

● 既存ストックの多様な主体による多様な利活用 Diversity

- 官民の土地・施設を一体的に改修し、自由に利活用できるまちなかハブや公開空地として開放
- 公共空間にイベント等で利用できる給電・給排水施設等を整備
- 利活用状況を計測するセンサーの設置や、データを分析・見える化し、まちの情報を発信するシステムの整備

● 開かれた空間の滞在環境の向上 Open

- 屋根やトイレ、照明施設、ストリートファニチャー等の整備
- 滞在環境整備に関する社会実験やコーディネート等の調査

目的

- 魅力的かつ快適な「集約型都市」を目指す地域等において、景観計画を策定・改定する市区町村に対する総合的な支援を行うとともに、景観計画区域内の重点的な規制（届出対象行為・景観形成基準）が定められている地区（以下、重点地区）においては、景観規制上既存不適格となる建築物等への是正措置に対する支援を実施し、質の高い景観形成を後押しする。
- これにより、歴史的なまちなみや自然景観など、地域の個性や特性を活かした景観形成を図り、質の高い景観まちづくりを推進することで、地域住民にとっての快適性や、内外からの観光客の訪問先としての魅力を向上し、地域活性化や観光立国の実現等を図る。

支援内容

【対象事業】

- (1) 景観計画策定・改定に要する経費
- (2) 景観計画策定・改定にあたっての外部専門家登用やコーディネート活動に要する経費
- (3) 重点地区内の景観規制上既存不適格となる建築物等への是正措置に要する経費

【補助率】

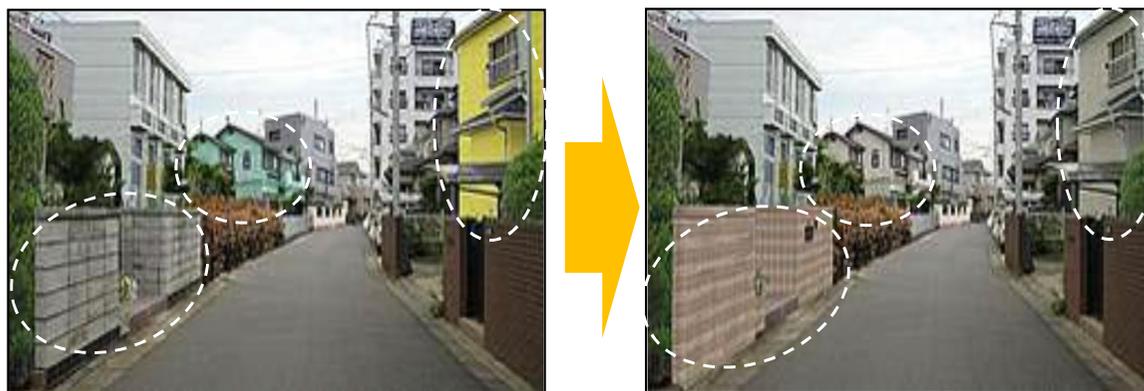
- 上記(1)、(2) 事業主体がa.かつb.に該当する場合 1 / 2
事業主体がa.に該当する場合 1 / 3
上記(3) 事業主体がa.に該当する場合 1 / 3

【事業主体】

- a.景観に関連のある計画等を定めている市区町村
- b.立地適正化計画策定または策定に向けた具体的取組を開始・公表している市区町村

※景観に関連のある計画等

- ・古都保存法に基づく歴史的風土保存計画
- ・歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画
- ・文化財保護法に基づく重要伝統的建造物群保存地区・重要文化的景観
- ・観光圏整備法に基づく観光圏整備計画
- ・棚田地域振興法に基づく棚田地域振興活動計画
- ・「明日の日本を支える観光ビジョン」に基づく主要な観光地
- ・都市再生特別措置法に基づく滞在快適性等向上区域



景観規制により既存不適格となった建築物の色彩変更や工作物の是正措置（イメージ）

○景観まちづくりを推進するため、税制の特例措置を講ずるもの。

相続税

- ・景観重要建造物である家屋及びその敷地について、**3割評価減**



イメージ

所得税・法人税等

- ・景観重要公共施設の整備に関する事業の用に供する土地等を、個人・法人が地方公共団体又は景観整備機構に譲渡する場合、譲渡所得等について**1,500万円控除**



イメージ

都市景観大賞

良好な都市景観を生み出す優れた事例を選定し、その実現に貢献した関係者を顕彰し、広く一般に公開することにより、より良い都市景観の形成を目指す。

① 都市空間部門

街路・公園・水辺・緑地等のパブリックスペースと建物等が一体となって良質で優れた都市景観が形成され、それを市民が十分に活用することによって、地域の活性化が図られている地区

② 景観まちづくり活動・教育部門

良好な景観形成等のための活動を地域に根差して行っており、それらが地域の人々の良好な景観形成等への意識・関心の高揚等につながっている優れた活動

各賞概要

「大賞」 国土交通大臣賞

「優秀賞」 (財) 都市づくりパブリックデザインセンター会長賞

「特別賞」 (財) 都市づくりパブリックデザインセンター理事長賞

推進体制

主催：「都市景観の日」実行委員会

(公財) 都市づくりパブリックデザインセンター、(公財) 都市計画協会、(一社) 日本公園緑地協会、(独) 都市再生機構など

後援：国土交通省

都市景観の日

都市景観に対する国民の意識啓発を目的として、平成2年に「都市景観の日」を創設。その日を中心に都市景観に係る各種イベント等の活動を重点的に展開することとした。

○都市景観の日： 10月4日

○制定理由： 都市景観について考えをめぐらし、様々な行事を実施するのに、さわやかな10月が最も適切であること、更に「としび(十・四・日)」という語呂がよいことから制定。

「都市空間部門」

高松市屋島地区

【応募者】 高松市、公益財団法人四国民家博物館、れいがん茶屋、屋島山上観光協会、魅力ある屋島再生協議会 [5団体による共同応募]

（所在地：香川県高松市）

概要

当地は、瀬戸内海国立公園並びに国の史跡などに指定、山上からの多島美景観や人文景観も豊富な本市が誇る観光地。平成中期には観光客数が低迷。2013年に官民が一体となり「屋島活性化基本構想」を策定し、景観刷新などの活性化の取組を開始。有料道路を市道化。「屋島山上交流拠点施設」の整備や、山上の「れいがん茶屋」・山麓での「四国村ミュージアム」のリニューアルなども行われ、人の流れと賑わいをもたらす新しい動きを生み出している。



「景観まちづくり活動・教育部門」

長崎の歴史文化を生かした夜景まちづくり

【応募者】 長崎市、長崎商工会議所青年部、長崎夜景プロモーション実行委員会、平和の灯り実行委員会、長崎ランタンフェスティバル実行委員会、長崎夜市実行委員会 [6団体による共同応募]

（活動範囲：長崎県長崎市）

概要

非核と世界平和への祈り、長崎大水害の鎮魂や、夜間景観地域活動、市の「環長崎港夜間景観向上基本計画」へと続く景観整備が相互に連動。約30年に渡り地域関係者の連携のもと、長崎のまちなかの歴史文化を共有、顕在化させる夜景づくりが積み重ねられてきた。子ども達を始め多くの市民、来訪者が参加。長崎の夜景は、平和のメッセージの発信とともに、夜景観光が定着。地域経済振興のインフラに。市民が誇れるふるさとの景観となっている。



4. おわりに

地域独自の自然・歴史・文化や観光資源等を磨き上げた質の高い景観まちづくりが重要

- **重点地区**を定め、きめ細やかで集中的な取り組みが必要。
- 地方公共団体・国だけでなく、住民、事業者、専門家など、**地域関係者との連携**が大切。
- 現地を訪れてください。

景観計画は予期せぬ開発行為等に対する未然の抑止力

- **景観計画の策定・改定**をお願いします。
まずは出来ることから小さく始めることもアリ。

景観計画は景観まちづくりのマスタープラン

景観法制定20周年記念 シンポジウム

景観法が制定されてから20年が経過し、多くの地方公共団体で景観計画が策定され、地域特性を生かした良好な景観形成への取組が進められるようになりました。国土交通省では、景観法20周年を記念し、より一層の景観まちづくりの促進に向けて「景観法制定20周年記念シンポジウム」を開催します。昨今の社会情勢を踏まえながら関連制度について振り返るとともに、質の高い景観まちづくりの実現に向けた景観施策のあり方について考えます。

基調講演

浅野 聡 教授

國學院大學
観光まちづくり学部
観光まちづくり学科



日時

2024.10月31日(木) 13:30~17:00

開催方法

オンライン(Zoomウェビナー)

※ホテルニューオータニ鳥取よりオンライン同時配信

参加
無料

要事前
申込

定員
500名

お申し込み方法

お申し込み及び当シンポジウムに関する詳細は、QRコードまたはURLからホームページをご参照ください。<https://keikanhou20th.com/>

申込締切10月31日(木)13時

景観法20周年記念
シンポジウムホームページ



開会挨拶

鳥取県 / 鳥取市 / 国土交通省大臣官房審議官

開会によせて「景観法制定以降の景観行政の歩み」

国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 室長 沖本 俊太郎

基調講演 「景観法を活用した景観まちづくりの将来像 ～景観法制定30周年に向けて～」

國學院大學
観光まちづくり学部 観光まちづくり学科 浅野 聡 教授

【専門】都市計画、景観計画、協働型まちづくり、防災・復興まちづくり

【プロフィール】

早稲田大学理工学部建築学科卒業、同大学大学院修了後、三重大学大学院工学研究科准教授、教授を経て、現在に至る。国土交通省の今後の景観まちづくりのあり方検討会委員長、三重県景観審議会会長をはじめ、東海地方の自治体の都市計画審議会や景観審議会会長等を歴任。日本建築学会賞(業績)を受賞。

～休憩～

パネルディスカッション 「地域特性を生かした景観まちづくりを 進めていくための景観行政のあり方」

- コーディネーター：浅野聡教授
- パネリスト：鳥取市、米子市、若桜町、
(有)CLIMAT(クリマ) 吉田慎悟 取締役、国土交通省

【(有)CLIMAT(クリマ) 吉田 慎悟氏 プロフィール】
色彩計画家 (有)CLIMAT取締役 景観デザイン支援機構理事都市環境デザイン
会議会員 武蔵野美術大学教授(2021年まで)

鳥取市、米子市、若桜町、(有)CLIMATより、取組紹介を行います。その後、浅野教授によるコーディネートのもと、鳥取県内の自治体と特徴的な取組を行う(有)CLIMAT吉田氏と国土交通省でテーマに沿って考えます。

閉会